

前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答に対する対応状況一覧

募集要項

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答	再公告における対応状況 ※表中「資料名」、「ページ番号」は前公告時の記載内容であり、変更となっている可能性があります。
1	募集要項	特定公園施設	4	I	I	(7)	①		特定公園施設は駐車場とありますが、分散配置を含め公園内に整備する全ての駐車場と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。	-
2	募集要項	事業スケジュール	8	I	I	(7)	⑩		募集要項や要求水準書、各契約において、「事業契約締結日」という表記が多数ありますが、事業契約は「①基本協定書(想定案)、②基本契約書(想定案)、③工事請負仮契約書(設計・施工一括発注方式)(想定案)、④指定管理者基本協定書(想定案)、⑤Park-PFI実施協定書(想定案)」を総称するところのため、①～⑤各契約の締結日が異なる場合、事業契約締結日がいつを指すのか解釈が不明瞭です。事業契約締結日でなく、各個別の契約締結日や想定する締結予定日に修正いただけないでしょうか。	①については、令和8年2月下旬に本協定を締結する予定です。 ②については、令和8年3月下旬に本契約を締結する予定です。 ③については、令和8年2月下旬に仮契約を締結し、令和8年3月の富田林市議会における議決をもって、本契約とする予定です。 ④については、複合施設条例等を策定したうえで、令和10年6月の富田林市議会における指定管理者の指定の議決をもって、本協定を締結する予定です。 ⑤については、令和8年2月下旬に本協定を締結する予定です。	①については、令和9年1月上旬に本協定を締結する予定です。 ②については、令和9年3月下旬に本契約を締結する予定です。 ③については、令和9年1月上旬に仮契約を締結し、令和9年3月の富田林市議会における議決をもって、本契約とする予定です。 ④については、複合施設条例等を策定したうえで、令和11年6月の富田林市議会における指定管理者の指定の議決をもって、本協定を締結する予定です。 ⑤については、令和9年1月上旬に本協定を締結する予定です。
3	募集要項	事業スケジュール	8	I	I	(7)	⑩		設計・建設期間について、募集要項では「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」とありますが、基本契約書の事業日程は「特定事業契約締結日～令和11(2029)年3月31日」、工事請負仮契約書の履行期間は「市議会の議決があった日から令和11年3月31日」と齟齬があります。どちらが正しいでしょうか。	募集要項は、記載のとおり「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」です。基本契約書(想定案)の別紙2「設計・建設期間」は、「特定事業契約締結日～令和10(2028)年12月31日」に改めます。工事請負仮契約書(想定案)における履行期間については、開業準備業務期間を含め「特定事業契約締結日～令和11(2029)年3月31日」としております。	募集要項は、「特定事業契約締結日～令和11(2029)年12月31日」です。基本契約書(想定案)の別紙2「設計・建設期間」は、「特定事業契約締結日～令和11(2029)年12月31日」に改めます。工事請負仮契約書(想定案)における履行期間については、開業準備業務期間を含め「特定事業契約締結日～令和12(2030)年3月31日」としております。
4	募集要項	事業スケジュール	8	I	I	(7)	⑩		落札後、事業者が着工(解体)開始できる年月をご教示ください。	令和8年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、事業者の判断で着手していただいで差し支えございません。	令和9年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、事業者の判断で着手していただいで差し支えございません。
5	募集要項	事業スケジュール	8	I	I	(7)	⑩		引渡し日は「令和10(2028)年12月31日(設計・建設期間終期)」もしくは令和11(2029)年3月31日(開館準備期間終期)のどちらでしょうか。また、開館準備業務期間中にかかる費用は設計・建設の費用に含むのか、維持管理運営費に含むのかどちらでしょうか。	引渡し日については、令和11(2029)年3月31日を想定しております。また、開館準備業務期間中にかかる費用は設計・建設の費用に含みます。	引渡し日については、令和12(2030)年3月31日を想定しております。また、開館準備業務期間中にかかる費用は設計・建設の費用に含みます。
6	募集要項	特定公園施設の引渡し	9	I	I	(8)	③	オ	特定公園施設の設計・建設事業費は、認定計画提出者が負担し市の竣工検査後供用までに、予算内金額にて市が買い取るの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。	-
7	募集要項	利便増進施設の設置に関する事項	11	I	I	(8)	⑥	イ	利便増進施設(看板・広告塔・駐輪場ラック付き)はどのようなものを想定していますか	シェアサイクルや屋外広告用のデジタルサイネージ等を想定しておりますが、その他提案による設置も可とします。	-
8	募集要項	共通の参加資格要件	18	III	5	(1)	⑪		「本市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類について提出を求めるとする。」とありますが、名簿登録にあつて必要な書類が、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類と重複するものは、どちらか片方は割愛しても良いという理解で良いでしょうか。	本件については、本市入札参加資格者名簿に登録されていない方につきましては、入札参加資格審査申請時に必要な提出書類をご提出いただく必要がございます。また、今後、本市の入札参加資格申請への登録をご検討されている場合には、その際の申請要領に基づき、改めて必要書類をご提出いただくこととなります。(割愛することはできません)	-
9	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	18	III	5	(2)			要件の一部を協力企業で満たすことは可能とありますが、その際の協力企業が提出する申請書類は資格審査の付属資料提出確認書(様式2-9)の共通資料のみの認識でよろしいでしょうか。	要件の一部を協力企業で満たす場合についても、(様式2-7)(様式2-8)の下部の注釈のとおり参加資格に関する書類を作成し、要件を満たす実績を証明する資料の写しを添付して下さい。	-
10	募集要項	応募者の備えるべき参加資格要件	18	III	5	(2)	③		募集要項 ③工事監理業務を行う者 イ 平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績があること。 資格審査の付属資料提出確認書(様式2-9) 工事監理企業 ①平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、延床面積2,000㎡以上(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績を証明する資料  それぞれ記載に相違がありますが、どちらが正しいでしょうか。	工事監理業務の参加資格要件については、「平成27年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績があること。」と統一し、修正いたします。	工事監理業務の参加資格要件については、「平成28年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した業務において、公共施設(新築に限る。)の工事監理業務を元請として履行した実績があること。」と統一し、修正済み。 PCBについては、市で処分いたします。
11	募集要項	提案額の条件	22	III	9	(1)			計画地の測量や地盤調査、既存建築物のアスベスト、PCB等の調査費用は施設等整備費用と別途と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書P70に記載のとおりとなります。アスベストの使用有無(建材等への含有については未調査であるため、使用されているものと想定し提案上限額に計上済み)については、事業者の責任において事前に調査を行ってください。アスベストが確認された場合は、関係法令及び適用基準に従い、適切かつ安全に処分を行い、当該調査費用は提案金額に含めてください。また、PCBについては、キュービクル変圧器に低濃度PCBが含有しているため、事業者は関係法令及び適用基準に従い、適切に処分を行ってください(別途調査は不要とする)。	修正済み PCBについては、市で処分いたします。
12	募集要項	提案額の条件	22	III	9	(1)			諸官庁への申請手数料は施設等整備費用と別途と考えてよろしいでしょうか。	関係諸官庁等への申請に係る各種手数料については、提案金額に含まれます。	-
13	募集要項	提案額の条件	22	III	9	(1)	②		指定管理料 70,125,454円(税抜)の積算内訳を教えてください	指定管理料は、維持管理費(建築物保守管理、建築設備保守管理、備品等保守管理、衛生管理、警備、緑地・広場等保守管理、修繕・更新、情報システム管理)及び運営費(各機能運営、受付・予約管理、利用料金徴収、駐車場運営)、その他維持管理業務及び運営業務に伴う一般管理費、光熱水費等の必要な経費を見込んでいます。	-
14	募集要項	提案額の条件	22	III	9	(1)	②		光熱水費用の内訳を教えてください	光熱水費用は、維持管理及び運営に必要な経費を見込んでいます。	-
15	募集要項	公募対象公園施設の使用料の下限	22	III	9	(2)			公募対象公園施設について、建物等は立地土地の上でBBQを実施する等の場合は、土地の貸付に該当し消費税は非課税という理解で良いでしょうか。また、もし消費税がかかる場合、㎡当たり使用料「100円/㎡・月額」という金額は税抜・税込どちらでしょうか。	公募対象公園施設の使用料については、消費税法第6条により、地方公共団体が行う「公の施設の使用料」のため、非課税となります。	-

16	募集要項	サービス対価の支払限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	①	<p>施設整備費用の各会計年度における請負代金の支払限度額について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度 85,700千円、令和9年度330,400千円、令和10年度2,491,200千円</li> </ul> <p>とありますが、例えば令和8年度に実施設計が出来高100%、解体工事も出来高100%とすると令和8年度だけでも概ね200,000千円弱の出来高が想定され、貴市の設定する令和8年度の支払限度額を大きく上回るものと想定されます。</p> <p>貴市の支払限度額を設定する根拠となった、出来高の想定を開示いただけますでしょうか。また、上記の支払限度額は増額いただけませんか。ご教示願います。</p>	<p>各年度の支払限度額の増額は不可です。支払限度額(税込)の内訳は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度:主に設計等、解体工事 設計等:9,900千円、解体工事:75,800千円(留保:9,500千円)</li> <li>・令和9年度:設計等、複合施設基礎工事(進捗約2割程度) 設計等:15,570千円、工事:305,280千円、前年度留保:9,500千円(留保:35,660千円)</li> <li>・令和10年度:主に工事監理、複合施設整備工事、公園工事、P-PFI(駐車場)、備品 設計等:111,800千円、複合施設工事:1,378,700千円、公園工事:797,830千円、P-PFI(駐車場):33,000千円、備品:134,300千円、前年度留保:35,660千円</li> </ul> <p>※なお、各年度の出来高予定額の90%を支払限度額とし、留保した1割分については翌年度に支払うものとします。</p>	<p>各年度の支払限度額の増額は不可です。「施設等整備費用」の各会計年度における請負代金の支払限度額については、令和9年度 516,841千円、令和10年度1,009,900千円、令和11年度2,102,031千円を予定しております。(令和8年7月公表予定)</p>
17	募集要項	サービス対価の支払限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	①	<p>施設整備費用に関し、年度毎に支払い限度額が設定されているが、この支払スケジュールは、何に基づき設定されたものか、貴市の想定するスケジュール(設計(基本、実施)、解体、造成、複合施設建設)をお示しください。また、想定と金額が整合しない場合、見直し検討をお願いします。</p>	<p>各年度の支払限度額の増額は不可です。支払限度額(税込)の内訳は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度:主に設計等、解体工事 設計等:9,900千円、解体工事:75,800千円(留保:9,500千円)</li> <li>・令和9年度:設計等、複合施設基礎工事(進捗約2割程度) 設計等:15,570千円、工事:305,280千円、前年度留保:9,500千円(留保:35,660千円)</li> <li>・令和10年度:主に工事監理、複合施設整備工事、公園工事、P-PFI(駐車場)、備品 設計等:111,800千円、複合施設工事:1,378,700千円、公園工事:797,830千円、P-PFI(駐車場):33,000千円、備品:134,300千円、前年度留保:35,660千円</li> </ul> <p>※なお、各年度の出来高予定額の90%を支払限度額とし、留保した1割分については翌年度に支払うものとします。</p>	<p>「施設等整備費用」の各会計年度における請負代金の支払限度額については、令和9年度 516,841千円、令和10年度1,009,900千円、令和11年度2,102,031千円を予定しております。(令和8年7月公表予定)</p>
18	募集要項	サービス対価の支払い限度額について	23	Ⅲ	9	(3)	②	<p>指定管理料は、令和11年～27年度まで、同額(77,138,000円)でしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	<p>—</p>
19	募集要項	責任分担に関する基本的な考え方	23	Ⅳ	2			<p>PPP事業で一般的に示される市と事業者の責任分担(種別・リスク種類・リスク内容・負担者等)を示したリスク分担表を、質疑回答時に資料として公表いただけますでしょうか。</p>	<p>公表済の実施方針P27～28に整理しております。 (<a href="https://www.city.tondabayashi.lg.jp/sos/hiki/104/122939.html">https://www.city.tondabayashi.lg.jp/sos/hiki/104/122939.html</a>)</p>	<p>修正済</p>
20	募集要項	責任分担に関する基本的な考え方	23	Ⅳ	2	(2)		<p>リスク分担表が特定事業契約書に明記されているとのことですが、どこにありますか</p>	<p>特定事業契約とは、基本協定書(想定案)第1条に記載された契約を指します。リスク分担の内容につきましては、各契約書等(想定案)に記載のとおりです。なお、本事業の実施方針においても、P27～28に整理しております。</p>	<p>修正済</p>

前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答に対する対応状況一覧

業務要求水準書

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答	再公告における対応状況 ※表中「資料名」、「ページ番号」は前公告時の記載内容であり、変更となっている可能性があります。
1	業務要求水準書	事業の範囲	6	1	(6)				要求水準書記載の業務について、例えば維持管理業務に記載の業務でも、運営企業が実施した方が効率的に実施できる業務等については運営企業が行う等、事業者内で業務を割り振るのは問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり可とします。	-
2	業務要求水準書	モニタリング	9	1	(13)				モニタリング基本計画をご教示ください。	モニタリング基本計画については、本市ウェブサイト【令和7年9月1日公表】金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業に係る募集要項等の公表に掲載しております。(別添4 モニタリング基本計画)	-
3	業務要求水準書	保険	9	1	(12)				第三者賠償責任保険、施設賠償責任保険の適用範囲はどこまででしょうか	第三者賠償責任保険については建設工事期間中、施設賠償責任保険については維持管理運営期間中の加入を想定しています。ただし、保険内容については、事業者の責任範囲において、適切に設定していただいで結構です。	-
4	業務要求水準書	各施設等の概要	12	2	(1)	②	(ア)		複合施設は[都市公園法第2条第2項に規定する公園施設である建築物]に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
5	業務要求水準書	施設の機能及び性能に係る要求水準	12	2	(1)	②	(ア)		各諸室の面積について、機能を満たす範囲で増減してよろしいでしょうか。	各諸室は要求水準を満たす範囲内において、±10%程度は可能とします。但し、市全体の公共施設の総量の最適化の考えを踏まえ、総床面積は2,600㎡を超えないものとします。また、1室で複数の機能を兼ねることは不可とします。	修正済
6	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	12	2	(1)	②	(ア)		児童館講座の事例内容をご教示頂けないでしょうか?	工作、科学実験、ダンス、ボイストレーニング、マジックショー、昔遊び、文化体験(茶道等)、芸術体験(絵を書く等)、学習(平和・人権等)、子育て講座(いろいろな知識・情報が得られる)、アロマ講座、絵本の読み聞かせ、子連れヨガ、リズム遊び、ペーパーマッサージ等を想定しております。	修正済
7	業務要求水準書	各施設等の概要	12	2	(1)	②	(ア)		複合施設で整備する飲食店は公募対象公園施設とする場合、どのような建付けになるのでしょうか 例えば飲食店でカフェ等をする場合、工事部分だけ事業者負担とすることで公募対象公園施設とできるのか、それとも施設外設置(複合施設に接さない)をする時だけ、公募対象公園施設という建付けになるのでしょうか <参考> 要求水準:提案によりカフェ等の飲食を提供する施設は、市と協議により公募対象公園施設とすることができる	飲食店の設置については、2つのパターンを想定しています。一つ目は、複合施設内に設置する場合は、公募対象公園施設ではなく市の公共施設(飲食店)の指定管理者として運営することになります。二つ目は、事業者の提案に基づき、市との協議のうえ多目的広場に飲食店を設置する場合は、都市公園法に基づく公募対象公園施設(民間施設)として設置していただきます。この場合、整備から運営までを事業者が一貫して実施することになります。	-
8	業務要求水準書	機能相関図	13	2	(1)	③			1階の受付を3階のまちづくり推進室に集約することになったので、受付を残しつつ自由に活用してよろしいでしょうか	1階の体育館受付を3階のまちづくり支援窓口を集約して運営する場合は、体育館受付として見込んでいたスペースを他の用途に活用していただいで結構です。	-
9	業務要求水準書	機能相関図	13	2	(1)	③			要求水準書(案)P.13の③機能相関図では土足禁止エリアが指定されていましたが、要求水準書には記載がありません。土足禁止の規定はなしてよろしいでしょうか。	土足禁止エリアを追記します。	修正済
10	業務要求水準書	防災備蓄品	16	2	(2)	①	(カ)	b	①什器備品の提案品として、水・食料品等の備蓄品は必要ですか? ②必要な場合、どのような備蓄品を何人分必要かご提示頂けないでしょうか? ③また市でご準備される場合も、想定備蓄品の数量をご教示ください。 ④必要なコンテナ台数の目安にいたします。	①② 水・食料等の基本的な備蓄については市で準備しますが、事業者のご提案により整備いただくことも可能とします。その際は、大規模災害時に福祉避難所(対象:妊産婦、乳幼児)として利用することを想定し、必要となる備蓄品(例:ペーパーベッド、離乳食、ミルク、哺乳瓶・消毒液、おしりふき、パーティション等)についても、ローリングストック方式を含めたご提案をご検討ください。 ③ 食料備蓄の基準は、南海トラフ地震時は「避難者数×3食×3日分」、生駒断層地震時は「避難者数×3食×1日分」とし、その後は外部支援の受け入れを前提とします。 ④ ご提案いただく場合は、災害対策用トイレ(マンホールトイレ)上屋等を収容する備品コンテナハウスとは別に、備蓄品収納用としてコンテナ倉庫1台(5.0m×5.0m)をご検討ください。 ※想定避難者数は「全㎡数×0.8÷1人3.5㎡」により算出し、多目的室(105㎡):24人、一時預かりスペース(40㎡):9人、遊戯室(100㎡):22人としています。また、夫婦+乳幼児の3人家族の場合は、多目的室(105㎡):8家族、一時預かりスペース(40㎡):3家族、遊戯室(100㎡):8家族を目安とします。ただし、実際の避難状況により変動する可能性があります。	修正済
11	業務要求水準書	防災備蓄品	16	2	(2)	①	(カ)	b	当該公園は「指定緊急避難場所」であることから、災害発生時は数時間～1日程度の滞在を想定し、近隣同種公園を参考に以下備品の準備を進めているが、備品の種類・数量については事業者提案で問題ないという理解で良いか。 ・非常用発電機設備、災害用トイレ25基、毛布・寝袋500枚、救急セット8セット、投光器・拡声器8セット	問題ございません。 なお、「指定緊急避難場所(公園部分)」は、あくまでも一時的に避難する場所である(そこでの滞在は想定していない)ため、市では特に備蓄等はしておりません。	-
12	業務要求水準書	防災備蓄品	16	2	(2)	①	(カ)	b	今後複合施設、体育館を指定避難場所とする予定はありますか。その場合、市が指定を変更したことに伴う追加購入が必要になれば、貴社が負担する理解で間違いないでしょうか。	複合施設、体育館を指定避難所とする予定は現在ありません。	-
13	業務要求水準書	安全な空間確保 自由な遊び場の創出	20	2	(3)	①	(ア)	a	遊び場は、遊び場①を除き、子ども達が自主的に遊ぶことを前提に、職員の見守り・監視と遊具等の施設空間の安全対策により、安全でわくわくする遊び場を設計整備するとの理解で良いですか。	お見込みのとおりです。	-
14	業務要求水準書	屋内こども遊び場	21	2	(3)	①	(ア)	a	屋内こども遊び場は何かしらの利用受付を行いますか。その際は事務室のカウンターで受付か、屋内こども遊び場の入口で受付を行いますか。	現時点では、屋内こども遊び場の入口付近で受付することを想定しています。ただし、利用者氏名の記入や人数制限等をしなくても特に混乱なく遊び場を利用者が利用できるような状況であれば、自由に来場でき自由に利用できるのが理想的と考えています。	-
15	業務要求水準書	相談機能(相談室①/発達検査室)	22	2	(3)	①	(ア)	b	発達検査を行う際の検査キットや資料は、市で準備でよろしいでしょうか。 もし事業者で準備する場合、必要な備品をご提示をお願いします。	市で準備します。	-
16	業務要求水準書	図書館機能(学習・絵本スペース)	23	2	(3)	①	(ア)	c	学習・絵本スペースに何冊蔵書予定でしょうか。	約1,500冊を想定しています。	修正済
17	業務要求水準書	図書館機能(学習・絵本スペース)	23	2	(3)	①	(ア)	c	本の貸出を実施しますか。その際手続は事務所のカウンターで行いますか。	本の貸出を実施する場合は、事務所のカウンターで行うことを想定しています。	-
18	業務要求水準書	図書館機能(学習・絵本スペース)	23	2	(3)	①	(ア)	c	本の検索機を設置しますか。その場合検索に必要な図書館情報システム端末等は市の準備でよろしいでしょうか	設置しません。	-
19	業務要求水準書	図書館機能(学習・絵本スペース)	23	2	(3)	①	(ア)	c	ブックディテクションシステムは必要でしょうか。	不要です。	-
20	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	24	2	(3)	①	(ア)	d	乳幼児クラブ、チューリップ教室で実施している具体的なイベント例を教えてください。	体操、手遊び、絵本の読み聞かせ、小型遊具での遊び、各種ワークショップ、リズム遊び、ヨガ、リンパマッサージ、ピラティス、親子コンサート等です。	修正済
21	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	24	2	(3)	①	(ア)	d	テーブルや椅子は未使用時に、部屋内に積載して保管する運用でもよろしいでしょうか	お見込みのとおり、テーブルや椅子の未使用時は、可動式の間仕切壁で諸室を区分して、部屋内に集積することを想定しています。	-

22	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	24	2	(3)	①	(ア)	d	多目的室で利用するイベント用品は、イベントを開催する主催者側で準備すると想定してよろしいでしょうか。	主催者側で準備します。	-
23	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	24	2	(3)	①	(ア)	d	多目的室で音源などを再生する機器(ケーブル含む)は利用者の持ち込み想定でよろしいでしょうか。(例えばパソコンやブルーレイプレイヤー、CDプレイヤー、その機器をプロジェクターなどに繋ぐケーブル)	必要な機器は市または利用者で準備します。	-
24	業務要求水準書	その他機能(多目的室)	24	2	(3)	①	(ア)	d	安全に部屋を利用する為に工夫した仕様とは建設に付随する提案ではなく、都度清掃実施や養生シートの交換など運営面での工夫でもよいでしょうか	小・中学生の活動時に生じる小さな落とし物(工作活動のくず等)を異なる時間帯で同じ部屋を利用する乳幼児が誤飲することを防止するため、清掃等の維持管理が容易に行える床材仕様等をご提案ください。	-
25	業務要求水準書	その他機能(一時預かりスペース)	24	2	(3)	①	(ア)	d	受付は事務室の受付で行う予定か、一時預かりスペース入口で行うかどうかでしょうか	利用日当日の受付や説明は一時預かりスペースで行うことを想定しています。電話や来館等での予約受付は事務室で受付する予定ですが、一時預かりの利用者がいる場合は、担当職員が一時預かりスペースにいるため、そちらでも行うことになるかと想定しています。	-
26	業務要求水準書	その他機能(一時預かりスペース)	24	2	(3)	①	(ア)	d	荷物を置ける棚と荷物ロッカーは共用でよろしいでしょうか。それぞれ違う利用用途を検討していますか。	荷物を置ける棚と荷物ロッカーの共用は不可とします。	-
27	業務要求水準書	その他機能(一時預かりスペース)	24	2	(3)	①	(ア)	d	乳幼児用小型玩具や絵本類は市で準備でしょうか、事業者で準備いたしますか。	市で準備します。	-
28	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	25	2	(3)	①	(ア)	d	利用料を徴収する為のレジスターやキャッシュレス決済端末は市でご準備いただけるという想定でよろしいでしょうか。	市で準備します。	-
29	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	25	2	(3)	①	(ア)	d	当日徴収した現金を保管する金庫は必要でしょうか。必要な場合仕様をご教示ください。	不要です。	-
30	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	25	2	(3)	①	(ア)	d	複合機、カラーコピーは設置予定でしょうか。その場合当エリアの運営は市の管轄であり事業者では利用状況が判断できず保守費用やトナー・カウンター料金の計上が難しい為、市の運営者にてご準備いただけないでしょうか。	市で準備します。	-
31	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	25	2	(3)	①	(ア)	d	市の職員が利用するパソコン、その他周辺機器は市でご準備いただくという想定でよろしいでしょうか。	市で準備します。	-
32	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(居場所・学び))	29	2	(3)	①	(イ)	a	机のコンセントは、移動の可能性がないカウンター席のみでも良いでしょうか。全ての机に必要でしょうか。	契約締結後において、設計協議の上決定します。	-
33	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(スタジオ))	29	2	(3)	①	(イ)	a	想定しているダンスの種類をご教示ください。	ヒップホップ、K-ポップ、ブレイク、ロックなど様々なダンスを想定しています。	-
34	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(スタジオ))	29	2	(3)	①	(イ)	a	楽器の貸出を行いますか。その場合どの程度の楽器を準備いたしますか	ギター、ベース、ドラムセット、電子ピアノ、マイクなどを市で準備します。貸出については、現時点では未定です。	-
35	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(スタジオ))	29	2	(3)	①	(イ)	a	スタジオで音源などを再生する機器(ケーブル含む)は利用者の持ち込み想定でよろしいでしょうか。(例えばパソコンやブルーレイプレイヤー、CDプレイヤー、その機器をプロジェクターなどに繋ぐケーブル)	お見込みのとおり、スタジオで音源などを再生する機器(ケーブル含む)は利用者が持ち込みする想定です。	-
36	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(スタジオ))	29	2	(3)	①	(イ)	a	楽器の定期・緊急時のメンテナンスは市でご契約いただくという認識でよろしいでしょうか。もしメンテナンス会社のご紹介が必要な場合に、納入会社と同一会社でなくてもよろしいでしょうか(納入会社から富田林市付近のメンテナンス会社をご紹介。)	楽器の定期・緊急時のメンテナンスは市で行います。	-
37	業務要求水準書	児童館機能(遊戯室(調理))	30	2	(3)	①	(イ)	a	調理器具・食器類も事業者で調達いたしますか。	調理器具・食器類は、市で準備します。	-
38	業務要求水準書	その他機能(図書室)	31	2	(3)	①	(イ)	b	図書室には何冊程度蔵書予定でしょうか。	約3,500冊を想定しています。	修正済
39	業務要求水準書	その他機能(図書室)	31	2	(3)	①	(イ)	b	本の貸出を実施しますか。その際手続は事務所のカウンターで行いますか。また本の予約や貸出にかかるシステムや端末は市でご準備いただけますか。	本の貸出を実施する場合は、事務所のカウンターで行うことを想定しています。なお、本の予約や貸出にかかるシステムを導入する予定はありません。	-
40	業務要求水準書	その他機能(図書室)	31	2	(3)	①	(イ)	b	本の検索機を設置しますか。その場合検索に必要な図書館情報システム端末等は市の準備いただけますか。	本の検索機を設置する予定はありません。	-
41	業務要求水準書	その他機能(図書室)	31	2	(3)	①	(イ)	b	ブックディテクションシステムは必要でしょうか。	不要です。	-
42	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	31	2	(3)	①	(イ)	b	利用料を徴収する為のレジスターやキャッシュレス決済端末は市でご準備いただけるという想定でよろしいでしょうか。	市で準備します。	-
43	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	31	2	(3)	①	(イ)	b	当日徴収した現金を保管する金庫は必要でしょうか。必要な場合仕様をご教示ください。	市で準備します。	-
44	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	31	2	(3)	①	(イ)	b	複合機、カラーコピーは設置予定でしょうか。その場合当エリアの運営は市の管轄であり事業者では利用状況が判断できず保守費用やトナー・カウンター料金の計上が難しい為、市の運営者にてご準備いただけないでしょうか。	複合機、カラーコピーは市で準備します。	-
45	業務要求水準書	その他機能(受付・事務)	31	2	(3)	①	(イ)	b	市の職員が利用するパソコン、その他周辺機器は市でご準備いただくという想定でよろしいでしょうか。	市で準備します。	-
46	業務要求水準書	貸し部屋②の他室等との関係について	33	2	(3)	①	(ウ)	a	貸し部屋②の他室等との関係について、貸し部屋①と隣接する、とあるが、例えば通路挟んだ向かいなど、近接していれば問題ないか。	問題ございません。	-
47	業務要求水準書	便益機能(飲食店)	34	2	(3)	①	(ウ)	b	複合施設内の飲食店を公募対象公園施設とした場合、BC工事を合せて全て施設整備費に含まれるという理解でよろしいでしょうか(飲食店で必要な設備、什器備品のどこまでを施設整備費とするのか、事業者負担とするのか)。	飲食店の設置については、場所に依り2つのパターンを想定しています。一つ目は、複合施設内に設置する場合は、公募対象公園施設ではなく市の公共施設(飲食店)の指定管理者として運営することになります。二つ目は、事業者の提案に基づき、市との協議のうえ多目的広場に飲食店を設置する場合は、都市公園法に基づく公募対象公園施設(民間施設)として設置していただきます。この場合、施設に係る整備・設備費及び什器備品費については全て事業者が負担していただきます。	-
48	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	No.25 まちづくり支援は「多様な主体が事務作業やミーティングなど実施できる交流スペースとする。」什器備品など欄に「他各種機器の集中管理パネルを設置」と記載があります。交流スペースという不特定の方が出入りされる機能と集中管理パネルという機能を分離するため、一部間仕切りを設け、警備室・防災室とすると考えてよろしいでしょうか。	想定されています提案で可とします。	-
49	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	要求水準書(案)P.52(オ)に記載の中央監視設備は、まちづくり支援のスペースに含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、中央監視設備をまちづくり支援のスペースに含めてください。	-
50	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	職員1名は事業者の職員を指していますか、市の職員でしょうか。市の職員の場合、要求水準に記載のPCは市の職員の方向けPCでしょうか。	事業者の職員を想定しています。	-
51	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	事務用PC・周辺機器に必要な性能・仕様をご教示ください。	業務遂行可能な性能・仕様で提案して下さい。	-
52	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	要求水準上の可動式テーブルにもコンセントが必要でしょうか。	可動式テーブルについて、コンセントは必要です。	-
53	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	施設利用者も利用可能な複合機は、有償で利用でしょうか。コイン投入型である必要はありますか	施設利用者が利用可能な複合機については、提案により有償での提供を可とします。使用料の支払方法については、コイン投入型を必須とはせず、受付における現金またはキャッシュレス決済等による支払いも可とします。	-
54	業務要求水準書	その他機能(まちづくり支援)	35	2	(3)	①	(ウ)	c	上記複合機を含め、事業者で準備するパソコン、周辺機器、プリンター、複合機はリース契約でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり可とします。	-
55	業務要求水準書	その他機能	35	2	(3)	①	(ウ)	c	運営業務(交流機能・健康促進機能)における受付業務(鍵の貸出等)については1つの部屋に集約したいので、問題ないでしょうか(こども支援機能、子育て支援機能、BM機能を除く)	交流機能や健康促進機能の受付については、3階のまちづくり支援窓口に集約して行うことを認めます。ただし、利用者の安全管理や問い合わせ対応など、運営上の支障が生じないことを条件とします。	-

56	業務要求水準書	屋外デッキ	36	2	(3)	①	(ウ)	c	屋外デッキに利用するパーティション2連は、どのような用途を想定していますか。または仕様をご教示ください	屋外デッキパーティションは、デッキ空間のゾーニングおよび安全性・快適性の確保を目的として設置するものです。具体的には、休憩スペースと通路を区分し、利用者が安心して滞在できる空間を形成するとともに、デッキ端部における転落防止や人の流れの整理を図ります。また、通行者からの視線を緩やかに遮ること、利用者のプライバシーや快適性を向上させ、デザインや素材によって景観性を高めます。さらに、小規模イベントやワークショップ等においては、パーティション内を独立した活動エリアとして活用することも想定しております。	-
57	業務要求水準書	健康増進機能(体育館)	38	2	(3)	①	(エ)	a	体育館は練習試合程度を想定した設えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。	-
58	業務要求水準書	設備等(共用部玄関、受付)	40	2	(3)	①	(エ)	c	主要な事務スペースは、3階 まちづくり支援で行い、1階 共用部(玄関、受付)は受付機能のみと考えて、分離して設けることよろしいでしょうか。	体育館の受付や3階のまちづくり支援窓口については、提案により集約すること可能とします。ただし、利用者の安全管理や問い合わせ対応など、運営上の支障が生じないことを条件とします。	-
59	業務要求水準書	設備等(共用部玄関、受付)	40	2	(3)	①	(エ)	c	事務用PC・周辺機器に必要な性能・仕様をご教示ください。またご提供いただく予約システムに必要な端末は市でご準備いただけますか、	■事務用PC・周辺機器 業務遂行可能な性能・仕様で提案して下さい。 ■体育館予約システム 既存システム(OPAS)を改修のうえ、市が用意します。	-
60	業務要求水準書	設備等(共用部玄関、受付)	40	2	(3)	①	(エ)	c	プリンターの性能・仕様をご教示ください。	業務遂行可能な性能・仕様で提案して下さい。	-
61	業務要求水準書	設備等(共用部玄関、受付)	40	2	(3)	①	(エ)	c	パンフレットラックに収納する、案内は何種類ぐらいを想定いたしますか。	運営を想定し提案して下さい。	-
62	業務要求水準書	トイレ	42	2	(3)	①	(カ)	a	おむつ交換台(据置型)はスペースが狭くなる事を考慮し、壁付型としてよろしいでしょうか	おむつ交換台は据置型としてください。	-
63	業務要求水準書	AED	43	2	(3)	①	(カ)	b	AEDは医療器具に該当し、許可証を持たない事業者が販売することが出来なため、指定管理者としてリースを想定しているが問題ないか。	問題ございません。	-
64	業務要求水準書	広場ゾーン(多目的広場)	47	2	(4)	②	(ウ)		バーベキューやキッチンカーについて、より効果的であれば、他の広場やゾーンでの配置とすることは可能でしょうか。	バーベキューについては、火気の使用など維持管理の観点から広場ゾーン(多目的広場)に限定して配置するものとし、キッチンカーについては、駐車スペースを確保したうえで提案により設置を認めるものとします。	-
65	業務要求水準書	広場ゾーン(多目的広場)	47	2	(4)	②	(ウ)	d	グラウンドゴルフ、ベタンクなど気軽にレクリエーションが楽しめる設えとは、レクリエーションができる広場などを整備すれば、各スポーツ備品は利用者で持ち込むという認識で良いか。	各スポーツ備品について、持ち込みを基本に想定しておりますが、貸出サービスについては提案により可とします。	-
66	業務要求水準書	駐車場、誘導路(駐車場ゾーン)(特定公園施設)	48	2	(4)	②	(キ)	e	公園内誘導路とは、車両の公園出入口から駐車場までの車路との理解でよろしいですか。通行量が少なくサイン等で安全対策を十分に行う場合、車路ではなく共存園路とすることは可能ですか。	公園内の誘導路については、お見込みのとおりです。動線計画については、業務要求水準書P18に記載のとおり、園路、構内道路は分離し、公園利用者の安全を確保して下さい。	-
67	業務要求水準書	広場ゾーン(多目的広場) 広場ゾーン(芝生広場)	47	2	(4)	②	(ウ) (エ)		多目的広場と芝生広場の要件について、より効果的であれば、双方一体に捉え満たすことは可能でしょうか。	多目的広場と芝生広場は、それぞれの役割を踏まえた整備が必要であり、一つの広場として一体的に整備することは不可とします。ただし、両広場が隣接ゾーンと円滑に連携し、利用者の利便性が高まるような動線や配置計画を期待しています。	-
68	業務要求水準書	駐車場、誘導路(駐車場ゾーン)(特定公園施設)	48	2	(4)	②	(キ)		駐車場について、夜間も開放状態で運営して良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
69	業務要求水準書	情報通信設備	52	2	(6)	①	(ク)		設備時計(親子時計)は必要でしょうか。必要な場合、どの部屋に必要かご教示頂けないでしょうか。	不要です。	-
70	業務要求水準書	情報通信設備	52	2	(6)	①	(ク)	c	(管理事務室除く)電話は配線工事までが事業者対応とし、本体と通信サービスの契約は市という認識でよろしいでしょうか。どの部屋に必要かご教示頂けないでしょうか?外線・内線必要な部屋、内線のみ必要な部屋をご教示願います	電話、インターネット等の情報通信設備工事は、すべて事業者において対応して下さい。各種契約については、運営主体に応じて区分して下さい(直営部分については市が契約します)。なお、外線・内線を必要とする部屋等については、契約締結後の設計協議において決定します。	-
71	業務要求水準書	防犯管理設備	53	2	(6)	①	(サ)		事業者で見ることが出来る監視カメラについて、市が直営で行う子育て支援機能部分も見るようにした方が良いのか、該当部分は市の情報セキュリティの観点から事業者側からは見ることができないようにしておいた方が良いのか、ご教示いただけますでしょうか。	監視カメラの撮影範囲については、契約締結後の設計協議において決定します。	-
72	業務要求水準書	工用地について	68	4	(1)	②			工用地となる金剛中央公園について、公園全体は令和8年3月以降閉鎖し、供用開始の令和11年4月1日までは公園の敷地全体を工用地として使用できるものと考えてよろしいでしょうか。具体的な公園の閉鎖日が決まっておりますら、ご教示願います。	公園については、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで、工用地として使用することができます。ただし、既存施設の移設等に際しては、ご協力をお願いする場合があります。	公園については、令和9年4月1日から令和12年3月31日まで、工用地として使用することができます。ただし、既存施設の移設等に際しては、ご協力をお願いする場合があります。
73	業務要求水準書	工用地について	68	4	(1)	②			上記質疑に関連しますが、工事期間中、市民の公園の部分的な使用は想定していませんと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	お見込みのとおりです。	-
74	業務要求水準書	建設業務の配置予定技術者について	68	4	(1)	④	(ア)		建設業務を共同企業体(JV)で請負う場合、共同企業体の代表者ではない構成員(JVサブ)の配置予定技術者について、国家資格を有する技術者の配置は必要でしょうか。(建設JVの代表企業については監理技術者を配置します。)JV構成員の配置予定技術者について、条件などございましたら、ご教示願います。	建設業法等の関係法令に基づき適正な配置をしてください。	-
75	業務要求水準書	調査業務	69	4	(2)	②	(イ)		土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施することありますが、調査で汚染を確認した場合、市の所有地であるため改良に伴う追加費用は市で負担いただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、追加費用は市で負担します。	-
76	業務要求水準書	調査業務	69	4	(2)	②	(エ)		地区住民等の意向調査は、設計時の説明会や対話に置き換えることは可能でしょうか。	地区住民等から各機能の具体的な使い方について十分に意見を伺い、意向を的確に把握することが重要です。調査手法については提案により可とします。利用者の意向を可能な限り反映し、利活用しやすい公園となるよう調査を行うこととします。	-
77	業務要求水準書	土日祝日作業について	70	4	(3)	①	(イ)		工事工程について、土日祝日作業については、貴市及び近隣の承諾があれば実施してもよいと考えてよろしいでしょうか。貴市から4週8閉所(土日完全閉所)が指定されるものではないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	原則、土日祝日は休工としてください。	-
78	業務要求水準書	解体工事の着手時期について	70	4	(3)	①	(イ)		事業期間のうち、解体工事の着手時期について、仮囲いなどの準備工事や近隣説明が完了後、ただちに着手できるものと想定してよろしいでしょうか。ご教示願います。	契約書等の規定に基づき、関係諸官庁での手続きを経たうえで、本市と協議の上、企業体として判断のうえ着手していただいて差し支えありません。	-
79	業務要求水準書	造成工事の着手時期について	70	4	(3)	①	(イ)		事業期間のうち、造成工事の着手時期について、着手が可能となる時期は開発許可が下付されたのちとなりますでしょうか。盛土、切土、擁壁築造等の土木工事以外の樹木伐採や雑作物撤去、仮設進入路整備等については開発工事の範囲外として着手できるものと想定してよろしいでしょうか。ご教示願います。	関係諸官庁等と協議の上ご判断してください。	-
80	業務要求水準書	家屋調査について	70	4	(3)	②	(ア)		「着工に先立ち、近隣住民の理解を得るなどの調整及び、現況記録などの建築準備調査等を十分に先行～」とありますが、工用地の周囲は都市再生機構の金剛団地です。家屋調査の実施は必要でしょうか。ご教示願います。	基本的には不要と考えますが、現場調査のうえ必要であれば家屋調査をしていただいても結構です。なお、調査費用の追加変更契約は行いません。	-
81	業務要求水準書	地業工事の施工について	70	4	(3)	③	(ア)		杭地業(柱状改良等含む)で発生された杭残土について、一定の処理を施しての公園整備事業の盛土として自ら利用は可能でしょうか。	杭地業(柱状改良等を含む)により発生した杭残土については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等その他の関係法令に基づき、適正に処理または再利用を行ってください。	-
82	業務要求水準書	撤去範囲について	70	4	(3)	③	(ア)		公園に設置されている倉庫については事業者において撤去する必要があるか。	お見込みのとおり、倉庫の所有者からも事業の同意を得ますので、基本的には全て事業者で撤去していただきます。	-
83	業務要求水準書	交通誘導員について	71	4	(3)	③	(ア)	e	交通誘導員の配置箇所、期間については、事業者側の提案によるものとなりますでしょうか。工用地の出入口以外で、近隣との取り決めなどにより配置が必要な箇所があればご教示願います。	道路使用許可申請に係る警察との協議や近隣調整等の内容を踏まえて提案していただいて結構です。なお、市と近隣との間に特段の取り決めはございません。	-

84	業務要求水準書	備品等調達設置業務の時期について	71	4	(3)	③	(イ)	c	備品等調達設置業務において「完成検査前までに耐震対策や動作確認などを行うこと」とありますが、備品等設置の時期については、建築基準法に基づく完了検査後、貴市の完成検査前に設置するものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	-
85	業務要求水準書	緑地・広場等保守管理業務	79	5	(2)	⑥	(イ)	b	「芝生広場は、夏芝と冬芝の違う種類の芝生を交互に生育させ、オーバーシードなどを効果的に行い、一年中緑豊かで憩いが生まれる芝生空間を保つこと。」とありますが、オーバーシード対応を行うと維持管理費が増大となるため、本事業の限られた指定管理料の中ではかなり取組が難しいかと思えます。冬芝については、①公園内の利用者が最も多いことが想定される9～11月の期間に養生が2～3か月程度必要であること(冬場の閑散期に養生は難しいです)、②冬場は通常の時期より利用者が減ることも想定される、③事業費が増大である、ことから、オーバーシードを行わず、冬枯れの状態等を認めていただく等条件を緩和いただけないでしょうか。	本市では、芝生広場は人々が集う憩いと賑わいの空間を創出し、周辺ゾーンとの関係を繋ぐ、象徴的な空間として考えておりますことから、ご質問の内容について、緩和は不可とします。なお、オーバーシード工法の積算については、「国土交通省 都市局公園緑地・景観課」の図書に基づき算出しております。	修正済 オーバーシード工法の整備手法について見直しを行いました。
86	業務要求水準書	修繕・更新業務	80	5	(2)	⑦	(ア)		修繕・更新業務 子育て支援機能部分は指定管理料とは別に独自の予算が割かれているため、当該機能内における修繕は子育て支援室運営者に請求できる理解で良いか。また、当該機能内の建物付帯設備と、什器備品の保守管理に関する考え方についてもお示しください。	市で用意した子育て支援機能の備品については、市において修繕・更新を行います。その他の本業務要求水準書に記載のある事業者で整備した建物付帯設備や什器備品については、事業者において修繕・更新を行って下さい。	-
87	業務要求水準書	修繕・更新業務	80	5	(2)	⑦	(ア)		子育て支援機能で事業者が整備する通信関連設備に、壁側のジャックまでで良いとの理解で間違いはないか。また、室内のレイアウトに合わせたLAN配線や電話機等の機器はすべて子育て支援室で用意するとの理解で間違いはないか。	お見込みのとおりです。	-
88	業務要求水準書	修繕・更新業務	80	5	(2)	⑦	(ア)	d	整備後、駐車場が著しく劣化した場合、更新費用は指定管理料の修繕費(500万円/年)に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
89	業務要求水準書	修繕・更新業務	80	5	(2)	⑦	(ア)	d	実際の修繕費が、事業者提案により提案した各年度に計上していた修繕予算額より下回った場合、残額は翌年度に持ち越して事業者側でプールしていき、最終年度にもプールしていた残額が残った場合に市と事業者で精算する理解でよろしいでしょうか。	市が指定管理料として事業者に支払う修繕・更新費(総額8,500万円、事業期間17年間)については、各年度ごとは清算を不要とし、最終的に執行されなかった額(未執行分)については、事業期間終了時に精算を行い、市に返還するものとします。	-
90	業務要求水準書	修繕・更新業務	80	5	(2)	⑦	(ア)	f	「年度ごとの修繕予算額を超える修繕については、事業者と本市との協議の上、適切に実施するものとする。」とありますが、超過分を事業者が負担することはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
90	業務要求水準書	光熱水費の負担	81	5	(3)				光熱水費用の内訳を教えてください	光熱水費用は、維持管理及び運営に必要な経費を見込んでいます。	-
91	業務要求水準書	運営業務に係る要求水準	82	6	(1)	④			運営業務総括責任者と公募対象公園施設設置管理業務総括責任者はそれぞれ常駐とのことですが、兼務することは可能でしょうか	お見込みのとおりです。	-
92	業務要求水準書	利用料金の取扱い	84	6	(2)	②	(ア)	c	「事業者は、次の施設について利用者が支払う利用料金を自らの収入とする。」とありますが、事業者が別の企業や団体に公園内の一部分の使用許可を与えて使用料を徴収する際に、事業者が市に支払う使用料は何も発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
93	業務要求水準書	本施設の貸館機能の対象	86	6	(4)	②	(イ)		本施設の貸館機能の対象は、貸室①と貸室②のみか。(遊戯室は対象外か)	お見込みのとおり、本施設の貸館機能は貸室①と貸室②のみです。	-
94	業務要求水準書	各機能運営業務	86	6	(4)	②	(イ)	e	飲食店について、営業時間の設定は店舗が行っているでしょうか	業務要求水準書P14の記載のとおりとします。	-
95	業務要求水準書	UR都市機構の屋外空地を活用したイベント	86	6	(4)	②	(ウ)	b	近隣のUR都市機構の屋外空地を活用したイベント実施は、地区内地域活動団体との共催でも問題ないか。	UR都市機構と調整のうえ、地区住民主体の取組と連携した企画としてください。	-
96	業務要求水準書	金剛地区再生指針推進協議会、金剛地区まちづくり会議への参加について	87	6	(4)	②	(オ)	d	金剛地区再生指針推進協議会、ならびに金剛地区まちづくり会議への参加については、拠点施設運営事業者としての取り組みの「情報発信」および「情報共有」を主たる目的として想定して差し支えないか。	まちづくりの拠点運営事業者は、地区活性化に係る調査・検討や関係者相互の連絡調整等を行い、金剛地区再生指針の推進を図るため、金剛地区再生指針推進協議会に参画して下さい。また、金剛地区まちづくり会議については、会議の運営を担うとともに、まちづくりに関する様々な情報共有に努めてください。	修正済
97	業務要求水準書	駐車場運営業務	88	6	(4)	⑤	(ア)		駐車場の利用制限はなくてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。	-
98	業務要求水準書	駐車場運営業務	89	6	(4)	⑤	(イ)		前年度においてのため、初年度は負担しなくてよろしいのでしょうか	業務要求水準書P89(イ)eについては、ご認識のとおり初年度の対応は不要です。	-
99	業務要求水準書	公募対象公園施設等設置管理業務に係る要求水準	90	7					公園の貸し出しについて事業者などへ有償貸出でよろしいでしょうか その場合の貴市への使用料はどうなるのでしょうか	業務要求水準書P84の(ア)cに記載のとおり、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。	-
100	業務要求水準書	公募対象公園施設設置業務の要求水準	93	7	(3)	①			当グループは、手ぶらパーベキューを考えており、施設設置を伴わないため、設計図面などはなく、その場合、図面はなくてよろしいでしょうか	施設(建物)の設計図面については提出不要です。ただし、使用済みの炭や器具等の洗い場など、その他の施設がある場合は図面に示して下さい。	-

前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答に対する対応状況一覧

様式集

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答	再公告における対応状況 ※表中「資料名」、「ページ番号」は前回公告時の記載内容であり、変更となっている可能性があります。
1	様式集及び記載要領(Word版)	記載要領について	1	1	(1)	(エ)			様式全般について、「(エ)他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページ等を記載すること。」と記載がありますが、指定の様式以外に補足資料や添付資料は添付可能ということでしょうか。また、指定の様式以外に補足資料の添付が可能である場合には、枚数の制限などはありますでしょうか。ご教示願います。	指定様式以外に補足資料や添付資料を添付することは可能とします。ただし、その枚数は最大2枚までとします。	-
2	様式集及び記載要領(Word版)	記載内容	1	1	(1)	(エ)			「補足資料に関連する事項が記載されているなど」とありますが、補足資料は各様式の制限ページ数に含まないご認識とさせていただきます。各様式に伴う補足資料としては、最大2枚までとさせていただきます。	お見込みのとおり、補足資料は各様式の制限ページ数には含まないご認識とさせていただきます。①お見込みのとおりです。②お見込みのとおりです。参加資格確認に伴う添付書類については1部提出とします。	-
3	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	2	2	(2)				様式2-3～様式2-8に関して、 ①「企業ごとに「社印」を押印の上、提出してください。」とありますが、様式2-1にあるような「印」の記載がないため、社印は不要という理解で良いでしょうか。 ②実績の示す写しの資料の提出等で「(正・副本ともに1部添付。)」と多々記載がありますが、参加資格確認申請書類はそもそも正本・副本の提出を求める記載がないため、入札参加資格審査申請書類は1部提出するだけでよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。様式2-3～様式2-8の下部の注釈の「社印」については削除します。 ②お見込みのとおりです。参加資格確認に伴う添付書類については1部提出とします。	-
4	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		様式番号a～dについて、A3サイズ1枚をA4サイズ2枚に読み替え、A4サイズに統一することは可能ですか。A3を指定するページは、図面等に説明を加える構成とするのことでしょうか。	様式番号a～dのA3サイズについては、A4サイズに統一することは、不可とします。A3版を指定するページは、図面等に説明を加える構成も想定おります。A3版の様式は、A4版となるようZ折り(片袖折り)込みして提出してください。	-
5	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		「A3版の様式は、A4版となるよう三つ折りにして折り込む」とありますが、三つ折りでA4版にならないため、Z折り(片袖折り)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
6	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		各提案書ごとにA4とA3の用紙サイズが混合しており、業務毎(設計・建設・維持管理・運営・統括管理業務)に提案書様式が分かれておらず、主に施設毎の区分になっているため様式番号毎に業務が横断するようになっていると他の案件ではあまり見えないような作りとなっています。事業者にとって非常に提案書作成の手間もかかり、恐らく貴市担当者の確認も煩雑になるため、せめて図面以外はA4様式で統一いただけないでしょうか。	様式集及び記入要領に従って作成ください。	-
7	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		「参加者番号を記載すること」とありますが、参加資格確認申請後に、結果と共に事業者へ通知される理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
8	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		「A3版の様式は、A4版となるよう三つ折りにして折り込む」とありますが、三つ折りでA4版にならないため、Z折り(片袖折り)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
9	様式集及び記載要領(Word版)	提案内容に関する提出書類	3	2	(5)	②	(ア)		各提案書ごとにA4とA3の用紙サイズが混合しており、業務毎(設計・建設・維持管理・運営・統括管理業務)に提案書様式が分かれておらず、主に施設毎の区分になっているため様式番号毎に業務が横断するようになっていると他の案件ではあまり見えないような作りとなっています。事業者にとって非常に提案書作成の手間もかかり、恐らく貴市担当者の確認も煩雑になるため、せめて図面以外はA4様式で統一いただけないでしょうか。	様式集及び記入要領に従って作成ください。	-
10	様式集及び記載要領(Word版)	提案書の提出	4	2	(5)	②			(様式10-1) 外観透視図(鳥瞰1面) A3 2枚 とありますが、1枚の間違いでしょうか。	(様式10-1) 外観透視図(鳥瞰1面～2面)と修正いたします。A3 2枚が最大枚数としてください。	-
11	様式集及び記載要領(Word版)	施工(仮設)計画図について	5	2	(5)	②			施工(仮設)計画図について、A3 1枚での提出と記載されております。本施設整備業務については、解体工事、造成工事(公園整備)、複合施設建設工事と工事段階が別れるものと考えております。施工計画図については、各工事段階でご提示が必要でしょうか。また、各工事段階でのご提示が必要であれば、提出枚数がA3 1枚では表現が難しいと考えます。各工事段階の図面を縮小してA3 1枚に納めて添付でもよいでしょうか。ご教示願います。	施工(仮設)計画図は「A3判1枚」とし、各工程の詳細な内容は不要とし、進捗における主要なポイントを整理して提示ください。 選定委員会において確認できる範囲で、各工事段階の図面を縮小してA3 1枚に納めて添付することは可とします。	-
12	様式集及び記載要領(Word版)	参加資格に関する書類	7～8						参加表明書(様式2-1)応募者グループ構成表(様式2-2)について、市と契約締結する企業分を記載すれば足り、協力企業の情報記載は不要の認識でよろしいでしょうか。	参加資格要件の実績を協力企業で証明される場合は、当該企業の情報を記載してください。	-
13	様式集及び記載要領(Word版)	参加資格に関する書類	10～17						参加資格に関する書類(様式2-3～2-8)の実績を証明する資料について契約書を提出する場合、様式に記載した実績の内容が確認できれば足り、その他様式で求められていない事項について黒塗り、該当ページ削除等の処理を行い提出してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
14	様式集及び記載要領(Word版)	(様式2-5)参加資格に関する書類(工事監理業務を担う者)	12	2	(5)	②			「設計実施期間・竣工年月」は誤りかと思っておりますので、「工事監理期間・竣工年月」と打ちかえて提出することで良いでしょうか。	「工事監理期間・竣工年月」に修正します。	修正済 (令和8年7月公表予定)
15	様式集及び記載要領(Word版)	参加資格に関する書類	10～19						各公的証明書について、募集要項公表日以降に交付されたものを提出してくださいとありますが、参加表明提出日から3か月以内に交付されたものを提出することでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
16	様式集及び記載要領(Word版)	(様式2-9)資格審査の付属資料提出確認書	18	2-9					資格審査の付属資料として現在事項全部証明書が必要となっておりますが、同等の事項が確認できる履歴事項全部証明書を代替資料として提出してもよろしいでしょうか。	現在事項全部証明書の代替資料として、履歴事項全部証明書とするは可とします。	-
17	様式集及び記載要領(Word版)	(様式2-9)資格審査の付属資料提出確認書	18	2-9					個別注記表を作成していない法人の場合、同等の事項が確認できる事業報告書を代替資料として提出してもよろしいでしょうか。	事業報告書を代替資料として提出していただいて結構です。	-
18	様式集及び記載要領(Word版)	地域経済への貢献について	48	9-4					様式9-4、地域経済への貢献について、建設業務における協力業者として地元業者を活用する場合、1次下請や2次下請以下を問わず、協力業者として施工に参画していれば加算要素となりますでしょうか。ご教示願います。	評価の対象となります。	-
19	様式集(Excel版)	(様式10-21)等	-	10-21					A3縦でレイアウトされている様式をA3横使用して2段組として変更してよろしいでしょうか。	可とします。	-
20	様式集(Excel版)	什器備品リスト	-	10-23					①数量、メーカー名、型番の列に「-」と記載されている部屋の什器備品は提案不要と考えて宜しいですか？ ②市直営部分において市がご用意される什器備品リストを提示して頂く事は可能ですか？ ③市直営部分において契約後の不足什器備品の費用は市負担と考えて宜しいですか？	①お見込みのとおりです。 ②市直営部分の什器備品については、担当部署より設計業務を踏まえ、契約締結後において提示していく予定としております。 ③お見込みのとおりです。	-
21	様式集(Excel版)	什器備品リスト	-	10-23					大阪府の施設における国旗掲揚に関する条例に基づき、国旗の掲揚は必要でしょうか。その場合に求められる国旗の基準や掲揚方法はありますか。また市旗や施設旗の掲揚も必要でしょうか。	国旗及び市旗の掲揚は必要です。基準や掲揚方法など詳細については、契約締結後において協議します。	-
22	様式集(Excel版)	什器備品リスト	-	10-23					提案する什器備品が増加した場合は、該当する室名部分に行を挿入して追記してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、行を挿入して追記して下さい。	-

23	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				年度ごとに費用を記載する様式ですが、備品等調達設置業務に係る費用について実際に納品する年度(事業者が調達設置費用を協力会社に支払い、市に請求する年度)に記入すればよろしいでしょうか。または全体費用を分割して記載しますか	備品等調達設置業務に係る費用については、実際に納品する年度に記入してください。	-
24	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				「物価変動は考慮せずに記載してください」と記載がありますが、備品等調達設置業務において、契約時の製品価格から調達時の製品価格の物価変動分は整備費用を市でご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。調達までの約3年分の物価変動リスクを事業者で負担する事は難しいです。	ご指摘の内容について、備品の物価変動に伴う費用負担は、備品の仕様を変更して金額を調整するか、または物価変動に伴う費用を市が負担するか等について、協議のうえ、市が決定するものとします。	-
25	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				様式11-1を始めとする施設整備費を入力する各様式は、実際に事業者が生じる費用を入力するのでしょうか。その場合、令和8年度令和9年度は募集要項記載の支払い上限額に収まらない金額を記載することになり、市が各年度に実際に事業者を支払う金額とは異なりますがよろしいでしょうか。市の実際の支払いに合わせて入力する場合は、出来高検査を行う際の実際の出来高等はどこに入力するのかご教示ください。	市が事業者を支払う支払限度額以内で各年度の記載をしてください。業務要求水準書P70③(カ)(キ)に記載のとおり、提案内容の積算根拠を市にご提出いただく必要があり、これに基づき、市が出来高検査を実施し、各年度の支払限度額の範囲内で事業者に対して支払を行います。	-
26	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				年度ごとに費用を記載する様式ですが、備品等調達設置業務に係る費用について実際に納品する年度(事業者が調達設置費用を協力会社に支払い、市に請求する年度)に記入すればよろしいでしょうか。または全体費用を分割して記載しますか	備品等調達設置業務に係る費用については、実際に納品する年度に記入してください。	-
27	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				様式11-1(3)に関して、他の11-1様式の4行目にある各年度や合計等の欄はありませんが、不要のままでよろしいでしょうか。	各年度や合計等の欄を追記します。	修正済 (令和8年7月公表予定)
28	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				施設整備業務費の内訳書について、年度毎に金額が割り振られております。事業者側からご提示する施設整備費は貴市からご提示されている年度毎の支払限度額には拘束されないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	業務要求水準書P70③(カ)(キ)に記載のとおり、提案内容の積算根拠を市にご提出いただく必要があり、これに基づき、市が出来高検査を実施し、各年度の支払限度額の範囲内で事業者に対して支払を行います。	-
29	様式集 (Excel版)	設計・建設・工事監理業務に係る費用(施設整備業務費)の内訳書	-	11-1				施設整備業務費の内訳書について、「その他費用(F1)」「その他費用(E2)」とはどのような費用の記載を想定しておりますでしょうか。ご教示願います。	他の項目に該当しない経費等について記載していただくことを想定しております。	-
30	様式集 (Excel版)	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	-	11-1				様式11-1、11-5、11-8のようなSPC組成前提の他案件の流用のような様式が多々あり、本事業に沿った様式ではないため記入不要という理解で良いでしょうか。(出資金・借入金等)	長期間にわたる契約において、市から事業者へ支払う対価は税金であることから、モニタリングや指定管理者の評価を通じて、事業者の収支が適正に行われているかを把握する必要があります。なお、本様式において記載が困難な箇所については、記載を省略いただいて差し支えありません。	-
31	様式集 (Excel版)	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	-	11-1				様式11-1、11-5、11-8のようなSPC組成前提の他案件の流用のような様式が多々あり、本事業に沿った様式ではないため記入不要という理解で良いでしょうか。(出資金・借入金等)	長期間にわたる契約において、市から事業者へ支払う対価は税金であることから、モニタリングや指定管理者の評価を通じて、事業者の収支が適正に行われているかを把握する必要があります。なお、本様式において記載が困難な箇所については、記載を省略いただいて差し支えありません。	-
32	様式集 (Excel版)	維持管理・運営業務に係る費用(指定管理料)の内訳書	-	11-2				5行目に「開館準備・調達業務に係る費用(A)」がありますが、本費用の発生時期は令和11年1月1日～令和11年3月31日に発生する業務かと存じます。本費用の支払いも維持管理運営期間中に四半期毎に発生する支払いに含まれるのでしょうか。その場合初年度の四半期に含めて良いのでしょうか。	予算措置の関係上、「開館準備・調達業務に係る費用(A)」は施設整備業務費に含めておりますので、施設整備業務費に含めてください。	修正済 (令和8年7月公表予定)
33	様式集 (Excel版)	維持管理・運営業務に係る修繕・更新費の内訳書について	-	11-3				維持管理・運営業務に係る修繕・更新費の内訳書について、各年度で記載欄がありますが、修繕更新費が発生する年度のみ(例えば5年毎、10年毎など)記載としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	供用開始から間もない時期には修繕や更新はほとんど想定されません。そのため、適切な時期を見込んで記載していただいて結構です。	-
34	様式集 (Excel版)	投資計画及び資金調達計画書	-	11-5				年度ごとに費用を記載する様式ですが、備品等調達設置業務に係る費用については実際に納品する年度(事業者が製品代・それにかかる各経費を協力会社に支払い、市に請求する年度)に記入すればよろしいでしょうか。または全体費用を分割して記載しますか	備品等調達設置業務に係る費用については、実際に納品する年度に記入してください。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
35	様式集 (Excel版)	投資計画及び資金調達計画書について	-	11-5				様式のうち「(2)資金調達計画」について、出資金欄は自社(もしくはコンソーシアム内)で調達(立替など)の場合に記載するものと考えますが、借入金欄については、借入をしない場合においては、記載不要(0円表記)と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
36	様式集 (Excel版)	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	-	11-8				様式11-1、11-5、11-8のようなSPC組成前提(出資金・借入金・配当等)と思われる本事業にそぐわない項目や様式が多々あり、様式の削除もしくは記入不要としていただけないでしょうか。特に様式11-5、11-8についてはSPCを組成したPFI事業を前提とした様式で本事業には適さないと思われるので、提出不要もしくは削除していただきたいです。	長期間にわたる契約において、市から事業者へ支払う対価は税金であることから、モニタリングや指定管理者の評価を通じて、事業者の収支が適正に行われているかを把握する必要があります。なお、本様式において記載が困難な箇所については、記載を省略いただいて差し支えありません。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
37	様式集 (Excel版)	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	-	11-8				様式11-8をはじめ、事業者により解釈した計算方法等については、様式の下部に、事業者にて注釈を記載してもよろしいでしょうか。また、現在様式記載の注釈「※」の記載は残したままでよろしいでしょうか。	現在様式記載の注釈「※」の記載について遵守しつつ(記載は残したままでよい)、事業者にて様式の下部に追記していただいて結構です。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
38	様式集 (Excel版)	損益計算書、キャッシュフロー計算書及び貸借対照表	-	11-8				便宜上、市から事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間のズレを考慮せず、事業を実施した年度に計上することで良いのでしょうか。例えば2045年1月～3月に実施した対価が2046年4月に支払われる場合、市の支払いタイミングは2046年度ですが2045年度に計上すると考えることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
39	様式集 (Excel版)	(様式11-13)公募対象公園施設等設置管理業務の収支計算書	-	11-13				「様式11-5に記載の初期投資費用(資金調達計画)のうち、公募対象公園施設等設置管理業務に関する費用を記載してください。」とありますが、様式11-5の市から事業費が支払われる部分と、事業者自身で整備する公募対象公園施設設置管理業務部分を混合させると、非常に様式の入力が煩雑になるかと思えます。そのため、該当の記載を削除いただけないでしょうか。	市から事業費が支払われる部分と、事業者自身で整備する公募対象公園施設設置管理業務部分を区別して記載してください。	-
40	様式集 (Excel版)	光熱水費	-					様式11-2、11-4、11-8、11-9、11-11に光熱水費を入力する欄がありますが、指定管理者基本協定書第14条の2にある通り精算制のため、光熱水費の提案額の合計が税抜9,090,909円、税込10,000,000円となるように入力する理解でよろしいでしょうか。 ※様式11-12、11-13は公募対象公園施設等設置管理業務のため、光熱水費は事業者負担の理解です。	お見込みのとおりです。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
41	様式集 (Excel版)	物価変動	-					様式11-1～11-10において、「物価変動は考慮せずに記載してください。」とありますが、物価変動及び人件費単価変動等は想定せずに各業務費を記載し、「工事請負契約書(想定案)別紙2」及び「指定管理者基本協定書(想定案)別紙2」記載の改定により、実際の物価変動及び人件費単価変動等が反映されるという理解でよろしいでしょうか。	「工事請負契約書(想定案)別紙2」及び「指定管理者基本協定書(想定案)別紙2」の記載のとおり、協議により決定します。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
42	様式集 (Excel版)	様式11-( )費用の内訳・収支計算	-					様式に記載されている勘定科目や項目については必要に応じて、また科目の有無に応じて、追加・削除・変更などを行ってよろしいでしょうか	様式が求める内容に支障がない範囲であれば、変更していただいて結構です。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
43	様式集 (Excel版)	収支関連全般	-					各様式の費用について、平準化させる場合、最終年度で端数調整等行う理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)

44	様式集 (Excel版)	収支関連全般							※にて「千円未満は四捨五入してください。」のご指定がありますが、それぞれのセルの千円未満の端数を四捨五入すると各項目の合計が正しい数値と乖離するものと存じます。他様式との整合性も取れなくなるものと存じますので、「一円以下は切り捨てて、表示は千円単位とする。(小数点第三位まで入力し、表示は小数点第一位を四捨五入する)」というかたちにご修正いただけますでしょうか。	様式集の記載の通り、金額単位については、千円単位として、千円未満については、四捨五入としてください。 合計についても乖離しないように調整してください。	作成不要のため様式削除 (令和8年7月公表予定)
----	-----------------	--------	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答に対する対応状況一覧

契約書関係

No	資料名	タイトル	頁					質問	回答	再公告における対応状況 ※表中「資料名」、「ページ番号」は前回公告時の記載内容であり、変更となっている可能性があります。
1	基本協定書	本協定の有効期間	7					「本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、第8条の秘密保持義務が永続することは極めて過大であり、一般的な事例に基づいて契約期間終了後2年としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、基本協定書においては、契約期間終了後2年間にわたり守秘義務の対象とすることが可能な情報もあると存じます。しかし、例えば、乙の企業情報等については、契約終了後2年を経過しても開示してはならない情報が存在すると認識しております。特に、個人情報、事業者の営業秘密、技術上のノウハウ等については、契約期間の経過にかかわらず、永続的に秘密として保持すべき内容であることから、その旨を契約書において明記しております。	-
2	基本契約書	有効期間	8					「基本契約の終了後も第11条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、第11条の秘密保持義務が永続することは極めて過大であり、一般的な事例に基づいて契約期間終了後2年としていただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、基本契約書においては、契約期間終了後2年間にわたり守秘義務の対象とすることが可能な情報もあると存じます。しかし、例えば、乙の企業情報等については、契約終了後2年を経過しても開示してはならない情報が存在すると認識しております。特に、個人情報、事業者の営業秘密、技術上のノウハウ等については、契約期間の経過にかかわらず、永続的に秘密として保持すべき内容であることから、その旨を契約書において明記しております。	-
3	工事請負仮契約書(想定案)	コンクリートの単価について	15					2026年4月～生コン単価の改定により、コンクリート工事の金額上昇が見込まれます。施設整備費の提案上限額については現時点での生コン単価をもとに算出しているものと考えますが、工事費の積算にあたっては現時点の生コン単価で積算し、来年4月以降の単価上昇分については、工事請負仮契約書(案)第25条により、ご清算いただけるものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。	2026年4月からの生コンクリート価格改定も踏まえて施設整備費の提案上限額を設定しております。
4	工事請負仮契約書(想定案)	履行期間	30					「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
5	工事請負仮契約書(想定案)	出来高超過額の請求について	33					工事請負仮契約書(案)第60条において「継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。」とありますが、例えば令和8年度に出来高が超過した場合には、令和9年3月(令和8年度末)に部分払いの検査受け、令和8年度中に(令和8年度支払限度額までの)部分払いご請求をしたのち、令和9年4月に令和8年度の出来高超過額をただちに請求できるものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	本件につきましては、契約条項において、出来高超過額については「契約会計年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払請求を行うことはできない」と規定されております。したがって、令和9年度に出来高が予定額を超えた場合には、 ・令和9年度内においては、当該年度の支払限度額まで部分払を請求いただくこととなります。 ・翌令和9年度当初には、令和8年度末に発生した出来高超過額について、予算の執行が可能となった時点で、部分払の請求を行っていただくことが可能です。従って、ご照会のとおり、令和9年3月に検査を受けて令和8年度分の部分払を行った後、令和9年4月以降において、令和8年度の出来高超過額について直ちに請求いただけます。	本件につきましては、契約条項において、出来高超過額については「契約会計年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払請求を行うことはできない」と規定されております。したがって、令和9年度に出来高が予定額を超えた場合には、 ・令和9年度内においては、当該年度の支払限度額まで部分払を請求いただくこととなります。 ・翌令和9年度当初には、令和8年度末に発生した出来高超過額について、予算の執行が可能となった時点で、部分払の請求を行っていただくことが可能です。従って、ご照会のとおり、令和9年3月に検査を受けて令和9年度分の部分払を行った後、令和10年4月以降において、令和9年度の出来高超過額について直ちに請求いただけます。
6	工事請負仮契約書(想定案)	別紙1 共同企業体協定書(事務所の所在地)	35					「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、SPCを設立するわけではないので当然事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
7	指定管理者基本協定書(想定案)	光熱水費の負担区分	5					「10,000,000円/年」は税込という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
8	指定管理者基本協定書(想定案)	別紙1 年度協定書	21					四半期ごとに支払われる指定管理料の支払い時期はいつなのでしょう。例えば4月～6月の対価分は3月に前払いされるのか、7月に支払いがなされるのか、具体的な市の支払いタイミングをご教示ください。	四半期ごとに支払われる指定管理料の支払時期は、次のとおりです。 第1四半期(4月～6月)分:7月 第2四半期(7月～9月)分:10月 第3四半期(10月～12月)分:翌年1月 第4四半期(1月～3月)分:翌年4月	-
9	指定管理者基本協定書(想定案)	別紙2 指定管理料の支払方法及び改定・精算方法	23		(1)			指定管理料は68回基本全て同額で平準化して支払われるのでしょうか。それとも年度ごとに実施する業務内容に準じて様式集(Excel版)にも記載し、各年度ごとにかかる実費額が支払われるのでしょうか。	同額で支払います。	-
10	指定管理者基本協定書(想定案)	別紙5 共同企業体協定書(事務所の所在地)	30					「当企業体は、事務所を●●に置く。」とありますが、事務所は富田林市内である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
11	指定管理者基本協定書(想定案)	別紙5 共同企業体協定書(構成員の責任)	30					「運営委員会が決定した工程表により」とありますが、維持管理運営業務段階での工程表とは何を指していますでしょうか。誤記の場合は、締結時には条文を削除いただきたく存じます。	別紙5「共同企業体協定書」第8条に基づき設置された運営委員会において策定された工程表(スケジュール)です。	-
12	指定管理者基本協定書(想定案)	別紙5 共同企業体協定書	31					「当企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座」とありますが、その口座は同P21指定管理料の支払い口座と同一であると想定しているのでしょうか。	お見込みのとおり、指定管理料の支払い、P21第4条に記載する金額を、四半期ごとにP31に指定する口座に振り込むことを想定しています。	-
13	Park-PFI事業実施協定書(想定案)	役割分担等	2					Park-PFI事業実施協定書(想定案)に関しては、今回の提案内容に即した変更はありませんか。	協議の上決定します。	-
14	モニタリング基本計画	全般						P21に「総括管理業務」の記載が多々ありますが、本事業の要求水準上の業務では総括管理業務がないため、記載を削除して修正いただけますでしょうか。	修正します。	-

前回の募集要項等の公表時(令和7年9月1日)における質疑回答に対する対応状況一覧

その他

No	資料名	タイトル	頁					質問	回答	再公告における対応状況 ※表中「資料名」、「ページ番号」は前回公告時の記載内容であり、変更となっている可能性があります。
1	富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱	前払金の請求について	1	第2条	(1)	4	(1)	前払金の請求について、富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱第2条(1)において「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)が保証する工事の経費 当該経費の4割を超えない額」とあり、第2条4(1)において、「継続費又は債務負担行為の契約 当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額」とあります。当事業においては、例えば、令和8年度当初に施設整備費用の支払限度額85,700千円の4割にあたる金額までを前払金としてご請求できるものと考えてよいでしょうか。また、支払限度額とは別に出来高予定額が設定されているのであれば、ご提示願います。	前払金については、建設業務は当該年度の出来高予定額の4割まで、設計業務は出来高予定額の3割までの金額を請求することができます。なお、出来高予定金額(税込)については、 ・令和8年度:95,200千円 ・令和9年度:356,600千円 ・令和10年度:2,455,500千円	前払金については、建設業務は当該年度の出来高予定額の4割まで、設計業務は出来高予定額の3割までの金額を請求することができます。なお、出来高予定金額(税込)については、 ・令和9年度:574,268千円 ・令和10年度:1,058,303千円 ・令和11年度:1,996,201千円
2	富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱	部分払金の額	1	第3条				「当該会計年度の部分払金額」とは、「当該会計年度に既に支払済みの部分払金額」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
3	その他	全般	-					落札後、事業者が着工(解体)開始できる年月をご教示ください。	令和8年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、本市と協議の上、事業者の判断で着手していただいで差し支えございません。	令和9年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、本市と協議の上、事業者の判断で着手していただいで差し支えございません。
4	その他	-	-					諸室性能表をご提示いただけないでしょうか	諸室性能表については、業務要求水準書の記載とおります。	-